

## 令和元年涌谷町議会定例会 10月会議（第1日）

令和元年10月23日（水曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 議事日程の報告
1. 会議録署名議員の指名
1. 会議日程の決定
1. 行政報告
1. 議案第75号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）
1. 休会について
1. 散 会

午後1時30分開会

出席議員（12名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	伊藤雅一君
9番	久勉君	10番	杉浦謙一君
12番	鈴木英雅君	13番	大泉治君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤稔雄君	副町長	田代浩一君
総務課長 兼参事	渡辺信明君	総務課財政再建対策室 参事兼室長	今野博行君
企画財政課長 兼参事	高橋貢君	まちづくり推進課長	大崎俊一君
税務課長	熊谷健一君	町民生活課長	今野優子君
町民医療福祉センター長	大友和夫君	町民医療福祉センター 総務管理課長	紺野哲君
町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君	町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君
町民医療福祉センター 健康課参事兼課長	浅野孝典君	農林振興課長 兼参事	瀬川晃君
建設課長 兼参事	佐々木竹彦君	上下水道課長	平茂和君
会計管理者 兼会計課長	木村敬君	農業委員会会長	畑岡茂君
農業委員会事務局長	小野伸二君	教育委員会教育長	佐々木一彦君
教育総務課長 兼給食センター所長	熱海潤君	生涯学習課長 兼参事	佐々木健一君
代表監査委員	遠藤要之助君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋由香子	総務班長	金山みどり
主事	高橋和生	主事	日野裕哉

◎開会の宣告

(午後1時30分)

○議長（大泉 治君） それでは、時間となりましたので、ご多忙の中、会議にご出席いただきましたこと、厚く御礼申し上げたいと思います。議事運営につきましては、いつもと変わらず格別のご協力を承りますようよろしくお願い申し上げます。

本日10月23日は休会の日でございますが、議事の都合により令和元年涌谷町議会定例会を再開し、10月会議を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、2番佐々木敏雄君、3番佐々木みさ子君を指名いたします。

---

◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。10月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、10月会議は、本日1日と決しました。

◇

◎行政報告

○議長（大泉 治君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） この前の台風の際におきましては、議会におかれましては対策本部等、そして地域のそれぞれの安全確保にご尽力いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、令和元年台風第19号による豪雨被害状況等についてご報告を申し上げます。

日本全国で死者80名を超える甚大な被害をもたらした台風19号でございますが、本町におきましても、10月13日0時30分に大雨特別警報が発令され、豪雨による被害状況につきましては、10月18日時点で、人的被害が軽傷者1名、住家被害については、土砂崩れによる家屋の損壊が4棟、床上浸水が103棟、床下浸水137棟、また、土砂災害については、町内全域で76カ所発生するなど、大きな爪跡を残したところでございます。現在、罹災調査や災害廃棄物の処理などを迅速に進めるとともに、被災された町民の皆様の支援や1日も早い復旧に向け、職員一丸となり全力で対応しているところでございますので、議員皆様のご協力をお願い申し上げ、台風19号についての報告とさせていただきます。

なお、被害状況の詳細につきましては総務課長から説明いたさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺 信明君） それでは、行政報告につきまして、私のほうから説明させていただきます。

説明いたす前に、1カ所訂正方お願いしたいと思います。

行政報告資料の2ページ、1ページ目の裏面になりますが、6の公共施設等の状況の真ん中辺に、医師住宅の浸水被害が載せておりますが、床下浸水「2棟」となっておりますが、この床下浸水については「1棟」の誤りでしたので、訂正方お願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、令和元年台風第19号による豪雨被害の状況等について説明いたします。

令和元年台風第19号は、10月6日に発生し、12日に日本に上陸いたし、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしたものでございます。

当町における状況でございますが、まず、（1）の気象警報等でございます。

10月12日土曜日でございましたが、12時48分に暴風警報、大雨・雷注意報が発令された後、17時17分に大雨・暴風警報が発令されました。その後、19時50分、県南地域に大雨特別警報が発令され、当町には13日の0時30分に大雨特別警報が発令されました。

下のほうにあります2の町の対応を見ていただきたいと思います。12日土曜日の朝でございますが、台風が宮城県内に接近することが予想されたことから、9時に災害対策本部を設置したところでございます。その後、早目の対応をとることとし、避難所の開設準備が整ったところで、11時に避難準備・高齢者避難開始を町内全域に発令いたしました。その後、対策関係課を残し自宅待機としておりましたが、16時30分に避難勧告を発令し、その後、雨が強くなり、19時50分に県南地域に大雨特別警報が発令されたことから、全職員を招集し、台風被害

の対応に当たったところでございます。

(1)の気象警報等に戻っていただきまして、13日5時45分に大雨特別警報が解除され、13日の22時47分に全ての警報が解除されました。15日になりまして、10時22分に全ての警報・注意報が解除されたというところでございます。

(2)の降雨の状況につきましては、最大1時間雨量が12日の23時から24時にかけて44ミリとなっており、12日の13時から翌13日8時までの累加雨量は251ミリで、平成27年9月の関東・東北豪雨の際の累加雨量が85ミリでしたので、当時の3倍の雨が降ったということになります。

(3)の河川の最高水位でございますが、江合川で4メートル51センチ、出来川が4メートル44センチ、旧迫川が6メートル5センチとなりました。江合川につきましては、鳴子ダム管理所から、12日の14時30分から最大250トン放流するとの連絡がありましたが、実際のところは約62トン程度の放流で済んだことから、大事には至らなかったところでございます。出来川につきましては、越流堤までの増水は見られましたが、サイホンの作動までは至りませんでした。ただ、その上流部で越水が見られましたことから、地元消防団、そして職員等でのう積みを行い、難を逃れたところでございます。

2の町の対応でございますが、先ほども申し上げましたが、全職員を招集した後の6時30分に大雨特別警報が発令されましたが、冠水箇所が多く、深夜の避難は危険であることから、屋内の安全な場所に避難するよう、1時30分に避難指示を発令したところでございます。その後、朝には雨がやんだことから、13日の14時30分に避難指示を解除し、16時に各避難所も閉鎖したところでございます。ただ、天平の湯に避難されておりました下町地区の2世帯の方につきましては、浸水がひどく帰れない状況でありましたことから、19日の朝まで研修館で過ごしていただいたところでございます。翌14日17時30分に災害対策本部から特別警戒本部に移行し、本日まで災害対応に当たってきたところでございます。

また、先週18日の夜から翌日にかけて、秋雨前線による大雨が予想されましたことから、2次災害を警戒し、台風により土砂災害が発生した地区に自主避難所を各自主防災組織に開設していただいたところでございます。避難者につきましては、ごらんとおりでございます。

3の被害状況等でございますが、人的被害といたしましては、軽傷者とありますが、転んだ際にねんざをされた方がお一人おったというところでございます。

(2)の住家被害といたしましては、床上浸水が103棟、床下浸水が137棟、土砂崩れによる住宅被害が4棟という報告をいただいているところでございます。この浸水戸数につきましては、各家を調査したわけではありませんので、あくまでも被害情報として受けた戸数でございます。

(3)のその他といたしまして、土砂災害が76カ所、冠水につきましては、町内一円となっております。道路・水路等の被害につきましては60カ所になりました。

4の避難所の開設状況ですが、水害時の指定避難所8カ所に、福祉避難所として万葉苑、一時避難所としてのアルプスアルパイン涌谷工場の両方を加えた10カ所に合計366世帯、848人が避難されました。

次のページ、裏面を見てくださいと思います。

5の交通規制情報につきましては、今回国道346号線を初め、町道各路線で通行どめ等を行いました。現在は網かけをいたしております3路線が通行どめとしているところでございます。

6の公共施設等の状況でございますが、今回の台風災害に対し、災害救助法の適用が決定されたものでございます。

(2)の交通関係につきましては、町民バスで小里循環線以外のところが運行再開としておりますが、現在は通常の運行となっておりますのでございます。スクールバスについては、このとおりでございます。

(3)の被害状況につきましては、役場庁舎を初め、医師住宅や、次の隣のページというか、隣になりますが、7のその他に載せておりますが、中地区コミュニティセンター、シルバー人材センターのほか、町内各事業所、店舗等で浸水被害があったわけですけれども、公共施設等につきましては次のページに別紙として載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

8の被災者支援につきましては、今後さまざまな住民の方々への支援が出てくると思われませんが、現在行っているものとしたしましては、(1)から(4)にあるとおりでございます。

災害ボランティアセンターにつきましては、本日までの受け入れとなっているようでございます。

8の派遣職員の受け入れにつきましては、宮城県から派遣職員の要請希望がありましたことからお願いしたところ、5名の派遣をいただき、本日から調査業務等に当たっていただき、また、宮城県滞納整理機構に派遣をしております本町の職員を一時戻していただき、21日から業務に当たっているところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩中にただいまの行政報告についてご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 2時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

---

◇

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第4、議案第75号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第75号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億442万5,000円を増額し、総額を74億2,476万円にいたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、このたびの台風19号の被害による災害救助及び災害復旧に係る予算を措置いたそうとするものでございます。

民生費については、避難所を初め災害時の緊急的な対応に要する経費のほか、災害廃棄物の処分等に要する経費を計上いたそうとするものでございます。

また、災害復旧費においては、応急的な土砂の撤去のほか、道路橋梁の復旧に要する経費を計上いたそうとするものでございます。

今後も早期復旧に向け、復旧に係る工事費や支援に要する費用などが必要となりますことから、議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） それでは、総務課長から順次説明願います。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第75号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

補正予算書の12ページ、13ページをお開き願います。

給与費明細書の1一般職でございます。

（1）総括の比較で、職員手当で1,100万円の増額でございますが、時間外手当及び管理職員特別勤務手当の増額でございます。台風19号に伴う災害時対応の実績及び今後の罹災証明の発行事務、災害復旧事業等に要する時間外手当等を見込み、増額をお願いするものでございます。

6ページ、7ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、歳入に入ります。

6ページ、7ページをお開きください。

19款2項1目財政調整基金の2億442万5,000円の増額につきましては、今回の補正予算の財源といたそうとするものでございます。繰り入れ後の財政調整基金の現在高につきましては4億580万3,000円、現在額につきましては4億580万3,000円となります。

歳出に参ります。

8ページ、9ページをお開き願います。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、歳出でございます。

3款3項1目細目1災害救助経費で、3,960万4,000円の増額でございます。

11節①食糧費で20万円の増額につきましては、避難所に避難した方々への茶菓代等でございます。②消耗品等につきましては、災害時に使用する土のう袋等消耗品及び災害廃棄物仮置き場用の消耗品、消毒用消石灰等の購入費でございます。③燃料費につきましては、避難所の灯油代でございます。⑥修繕料の130万円につきましては、応急仮設住宅として使用する八雲住宅2部屋のリフォーム代及び排水活動に使用しました消防団の小型ポンプの修繕料でございます。

12節①通信運搬費16万8,000円につきましては、これから罹災証明書等の郵送料で、次の②の手数料1万8,000円につきましては、電子複写機保守管理手数料でございます。終わります。

○町民生活課長（今野優子君） 13節委託料でございますが、災害により発生したごみの仮置き場の管理、整備及び処分料につきまして、2,561万4,000円を計上いたすものでございます。災害ごみ仮置き場は、当初は新下町浦、ゆうらいふ東側に開設していましたが、そちらがいっぱいになりましたので、22日から涌谷浄化センターに変更

いたしております。土砂、稲わらにつきましては、黄金山工業団地と小里小学校校庭の合計4カ所に仮置き場を開設いたしました。災害ごみ、土砂、稲わらの受け入れ期間については、今月31日までとしていますので、概算で計上いたしております。終わります。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 11款災害復旧費の1目道路橋りょう災害復旧費、委託料は、行政報告資料でございます3ページをお開きいただきたいと思います。

町道の補助対象部分としまして26、それから一般単独の対象分として10路線の災害測量設計業務に係る委託料でございます。続きまして、災害査定支援業務委託料630万円は、災害査定時の業務の積算と、それから査定時の立ち会いのための委託料でございます。

15の工事請負費、応急復旧工事は、道路の土砂崩れの包土の除去、それから河川の水路の土砂の除去、それから倒木伐採等も含めました応急復旧に係る費用でございます。

次の住宅施設災害復旧費、委託料は、淡島住宅の空き戸数のくみ取りトイレの便槽のほうに浸水がありまして、55戸分のくみ取り料を計上したものでございます。

次のページをお開きください。

住宅の復旧費用としまして、こちらも3ページの行政報告の雨漏りの補修と、それから同じく淡島の便槽に浸水したのを交換しなければならないのが6カ所ございましたので、そちらを改修するための復旧工事でございます。以上です。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 3項1目細節1小学校施設災害復旧費12役務費②手数料、月将館小し尿くみ取り手数料1万7,000円につきましては、月将館小学校の隣へ第2都市下水路から水があふれ、それが小学校のプールのくみ取り式トイレに流入し満杯になったことから、くみ取り手数料をお願いするものでございます。

15節工事請負費①筈岳白山小学校法面災害復旧工事につきましては、校庭の一部のり面が崩れたことにより、植生土のうにより復旧するため24万2,000円を計上させていただくものでございます。

細節3幼稚園施設災害復旧費15節工事請負費、ののだけ幼稚園敷地内災害復旧工事につきましては、隣接する土地上流から園舎のほうに土砂が流入、それから園庭の土が流出したことによる災害復旧を行うための費用として180万6,000円をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 5項1目細目1その他公共施設・公用施設災害復旧費でございます。15節工事請負費として、1,034万円をお願いするものでございます。

内容といたしましては、天平ろまん館土砂撤去工事といたしまして、737万円をお願いするものとなっております。今回の台風19号によりまして、敷地内を流れる河川が氾濫いたしまして、施設内に土砂が流出いたし、その撤去を行うとともに、復旧作業を行うものとなっております。次に、小里地内町有地土砂撤去工事297万円につきましては、涌谷町小里字大平地内、目印といたしましては、県道河南築館線沿いで大崎市田尻との境から500メートルほど手前となりまして、町民バス停留所小里の原田付近となります。この町が町有しております山林から、隣接する民有地に設置されておりました太陽光施設内に土砂が流れ出していることから、その撤去を行おうとするものでございます。

14款1項1目予備費1,500万円の増額につきましては、今後の迅速な対応に向けまして、予備費として財源を

確保するため増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、歳入に入ります。

6 ページ、7 ページ、19 款繰入金について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、歳出に入ります。

災害復旧費は各課に及ぶため、歳出は款項を追っての質疑となります。

8 ページから 9 ページまで、3 款民生費 3 項災害救助費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 8 ページから 11 ページまで、11 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費。9 番。

○9 番（久 勉君） ちょっとこれ、各課にわたっているんですけども、そのし尿のくみ取りの手数料ということと出ているんですけども、ちょっとこれ関連なんですけれども、先ほどの行政報告の中のその被害状況の中で、下水の被害といますか、これを被害と呼ぶかどうかというちょっと疑問もあるわけなんですけど、現実問題として、流れなくてトイレが使えない、お風呂もそういうわけが使えないという世帯が何世帯かあったはずなんですけれども、その辺の調査はどうなっているのかとか、例えばやはり 4 日も 5 日もトイレが使えないというのは、これは人間のその生活として非常に大変なことなんですよね。そして、風呂も入れないとかという、だからそういったのは被害として把握しないのか、また、それは今回のそういったことを教訓に次回、例えばこういう雨が出たときにどう対応するかということまで含めてやはり検討しておくべきことではないのかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、お答えいたします。

浸水時にトイレが使えなかったということですが、トイレそのものはやはり何件か、床下浸水、床上浸水した地区で下水に接続していたところが流れが悪かったという報告はいただいております。施設そのものには破損等とかそういったものがなかったことから、被害としてはあげておりませんでした。なお、その浸水被害のところでトイレが流れが悪かったところも、時間の経過とともに水のほうが引いたと一緒に下水道管に入っていた水も流れていきまして、使えるようになったというふう聞いております。

この辺について、被害としてどのような形を捉えるかということにつきましては、今後災害対策本部のほうと協議して、被害の捉え方を再度考えてまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 9 番。

○9 番（久 勉君） 課長、水引いたら流れるようになったって、それは当たり前のことなのよ。ただ、それが 3 日も 4 日もかかるということはどういうことなのよということよ。だから、やはりそうやって現実的にそこで生活している人がそうやって生活に困った、日常生活が奪われたということを被害と認めるかどうかということじゃ

なくて、どうそういう人たちに手助けできるかということを考えていかなければならないと思うんですけれども、では、その基本料金払っていて下水を引いてやっている人が、例えば4日、5日使わなかったら、そのときの基本料金どうするんだとかですね。水道でも出ないからと基本料金差し引いたというのは今まではないですけども、例えば利用者からしてみれば、当たり前、使っているのが当たり前のことなんですよ。使えないということが異常なことなんですから、その異常なことに対して、ではどう対応するのかというのは、やはりきちんとしていかなければならないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 確かに日常で使えるものが使えなくなったというのは、使用者にとっては大変なことでございます。実際にこの浸水被害があったときでございますけれども、浄化センターにオキシデーションディッチ、この水を処理する槽が2カ所ございます。通常は1池で間に合っておるんですが、今回はそのもう1池のほうも緊急的に動かしまして、水処理のほうを進めたところではございます。ただ、残念ながら浸水被害と、それからマンホールの方に流れ込んでくる水の量が通常と違って多かったということで、その能力につきましてはそれが負けてしまったというところではございます。今後、使えるような形をとるためにも、浸水被害の軽減と、それから水が入っても処理できるようなそういった仕組みは今後考えてまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 道路関係の予算ですけれども、今回は委託料としてのっているわけですけれども、本数も大分補助分として26、それから一般分として10で36の道路の補修関係があるんでしょうけれども、これは設計の委託等がほとんどですけれども、この最終的に今後のスケジュールも含めてですけれども、最終的にいつのころまでこの工事なりが終了するのか、とりあえずは設計として見るわけでしょうけれども、その辺はどのように捉えているのか。業者の少なくなっているというところもあるので、かなり長期になっちゃうのかなというところが心配ですが、その辺のことを1点。

それから、今、9番が話をしましたけれども、水道の関係ですね。浸水した箇所等はかなり掃除に水道を使っているということもありまして、その辺のところの支援策とか、そういうところはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 災害復旧のこれからの見通しでございますが、公共災害の26カ所について、査定の時期が12月末までを予定しておりますことから、それまでに町で申請額等を固めまして査定を受ける予定でございます。全県的に県南のほうとかにマンパワーが引き寄せられて人手不足になっている状況を聞いております。現地のほうは職員等である程度測量はしたんですけれども、まだ現場に実際の業者さんが入ってくる段階ではないような状況でございます。なおさら単独費の分の設計につきましても同じ、公共を優先してそれからになりますので、できるだけ早く対応していきたいのと、なおさら今度は発注になりますと、同じく宮城県の県南全域等の災害復旧に対応する工事業者さんの確保も必要ですので、ちょっと見通せない状況はありますが、随時報告していきたいと思えます。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 水道の支援ということでございますが、おっしゃるのは、水道の施設には被害と

いう形ではなかったもので、実際に浸水被害を受けた方々が掃除する際とか、そういった際に使用した水ということだとちょっと理解させていただきますが、それにつきましては、これまでもそういったことがありましたが、特にそれに限って水道料を減免するとか、そういったことはこれまではしてまいりませんでした。今回もその辺につきましては今現在では考えてはおりませんが、それだけ大きかった、それから地元からの要望ということであれば、その辺は今後上司のほうと相談して考えてまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 設計等のその物理的、今10月も終わろうとして1カ月、2カ月もないうちに、この路線の設計とかはどういうものなのか、ちょっと無理というような気もするんですけども、かなり簡単というか、アバウトなそういう申請でいいものなのか、それとも期間をある程度12月から3月まで延ばすとか、そういうことの要請とか、そういうことはできないものなのか。何か場当たりに物事を走らせておいて、果たしてその後になって補助の対象になるとかならないとか、そういうトラブルがないとは思いますが、期間を延ばしていただくような方向も1つの方法ではないかと思えますけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

それからあと、水道料金ですけれども、これは2カ月後の請求ということになると思いますが、それはちょっと手間かもしれませんけれども、特に東地区の下町、新下町浦の床上浸水の箇所がかなりあって、かなり水道も使っているということも事実であって、料金も涌谷は比較的県内、全国でも高いというようなことも町民の方も知っていますので、その辺は少し支援というか、そういうことをすることも1つの方法ではないのかなと思えますが、その辺のところは町長になるかもしれませんが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 議員さんご心配のとおり、全県的な災害の復旧でございますが、東日本大震災のときのように年度内、12月末で査定は多分終わらないと思えますので、随時何次査定、6次とか査定の回数はふえると考えております。なおさら激甚とかに指定されますと、通常300万円以上が現地の査定でございますが、査定金額が引き上げられて1,000万円以上とか、写真判定とかのほうで対応できるような査定となりますので、その辺は県のほうと打ち合わせしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 今の支援の関係でございますが、問題は日常生活で使ったものなのか、その被害のために使ったものか、その辺の水量を区分するのが非常に難しいと思えます。現実的にそれをどのようにしていくかというのは、ちょっとこれから考えないと無理だと思うんですけども、それにつきましては……。それを全水量を対象とするのか、実際にその清掃のときに使った量をどのようにするかとか、メーターもそこでは水量もわからないんですけども、それをどのようにしていくかというのは、今後の検討という形にさせていただきますと思います。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 補助のほうはできるだけ国の支援をお願いできればとは思いますが、水道料金の関係ですけれども、量的にはさほどのものではないんだろうとは思いますが、ただ、平時といいますか、これまで使っていた量よりも多く当然使っているところはあると思うので、そういうところを拾うとか、地区的に、その地域的に下町地区あるいは城山の新下町浦地区、浸水した方、被害に遭われた方々だけでもその辺の支援とかは考

えるべきだろうと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） その辺についてできるだけ考えていきたいと思うんですが、実際にやはり被災を受けてその水道の量がどのようなのかと、地区だけの問題ではなくて、全町的に被害は受けているかと思われま  
す。当然清掃等に使っている水量でございますので、その辺をどのように分けるかというのが非常に難しいところ  
でございますので、一律というわけにもいかないところもございますし、微々たる水量とはいうものの、その  
辺をどのように捉えるかというのがやはり肝要かと考えております。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 今、水道についての支援ということでございますけれども、こういったようなことに関し  
ては、水道がかかったからこういう支援をしましょうとか、そういったようなものではなく、町としてこういっ  
たような場合、被災された方に対して、また、今後の被災しにくいような形をしていくために、いろいろなサー  
ビスの仕方があるかと私は思っております。ですから、こういったような被災された方々に対する寄り添い方と  
いうのはどのような形がいいのかなというのが一番の悩ましいところでございますけれども、ただ、この面だけ  
を捉えて水道料金を支援しましょうとかという、即決できたことでその場当たりにやるというのはどうも違う  
ような感じが私はしております。水道料金で言えば、こういったようなときに必ず多分全町的に何らかの形で水  
に流す清掃作業はなされると思いますので、その変化というものをなかなか捉えるくらい労力的な余裕はござい  
ませんし、であればどういったような形で町民の皆さんに寄り添っていくのがいいのかなというのを、やはりこ  
こでやりましょうというようなことを言えば簡単でしょうけれども、やはり行政というのは限りのある中でど  
のような形でその被災された方々に寄り添っていくかというのは、むしろその水道の支援という質問を通してもう  
一回深く考えてみたいと思いますので、今は具体的にどうするという事は答弁は差し控えさせていただきたい  
と思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） なければ、次に進みます。

10ページから11ページまで、3項文教施設災害復旧費。6番。

○6番（只野 順君） 文教施設の災害復旧費で、項目としてあがっていませんけれども、さくらんぼこども園の  
園舎が雨漏りをしまして、さくらんぼこども園、ご存じのように避難所となっております。避難所となっており  
まして、これの雨漏りの早急の復旧をあげるべきだと思います。

それから、もう1点、さくらんぼこども園の体育館のほうは、和式トイレでございまして、今回避難したとき  
に、ご老人の方々が立ち上がれなくなっちゃって、非常に苦労した状態でした。これ、3基あるいはも  
う少しあるんですけれども、簡易のトイレの上側だけでもよろしいので、これは避難所としてもきちっと使っ  
ていく場合でございますので、その予算をあげて対応をしていただきたいと思います。

台風もまた近づいておりますので、私たちの地域は率先して避難をしなければならないという地域でございま  
す。町内もほとんど今回の震災で対応したところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） お答えいたします。

さくらんぼこども園の雨漏りについてでございますけれども、園舎の中の雨漏りで、その大きな雨漏りではなくて、しみる程度の雨漏りでしたので、今回は応急措置ということであげておりません。

それから、避難所としてのトイレですね。トイレにつきましては、今後避難所としての設備を相談して検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） こども園の園舎のほうは園舎のほうなんですけれども、体育館のほうが避難所として使って、その報告はまだ受けていないんですか。今回の対応した職員の方々が避難所として雨漏りしたという報告は受けていなかったんですね。

それと、トイレのこともそうですし、もう避難所としてどういうふうにするかという話を早急にしていただかないと、すぐまた台風等が来ますので、そういったことを反省踏まえて早急に対応していただきたいと思っておりますけれども、どなたがどういうふうにしてどういうふうに対応するのか、一度教えてください。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 雨漏りについては、さくらんぼのみならず、各小学校でも行政報告の中に載せておりますが、ございました。それで、さくらんぼこども園のトイレのことをおっしゃられましたが、箕岳白山小学校もふれあいホールが避難所と指定になっておりまして、そちらも和式トイレで、高齢者の方がトイレをするのが大変だったということで、そこにつきましては校舎のほうをあけて洋式トイレのほうを使えるような対応をとりました。それ以外のところについては、ポータブルトイレを持って行って今回は対応したということで伺っております。

○議長（大泉 治君） 総務課長、報告については、体育館の中での雨漏りという報告についてはなかったのかという質疑がございましたが。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 避難所としての体育館の雨漏りがあったというところでございますが、大変申しわけございませんが、私のところにはちょっと聞き及んでなかったところでございます。

あと、トイレの関係でございますけれども、議員さんおっしゃられるとおり、高齢者の方とかが洋式の便座があればよかったということで、これについては私のほうでも懸念したところございまして、さくらんぼこども園だけではなく、その体育館等のトイレがまだ洋式化されていないところが何か所かありまして、それにつきましては今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） さくらんぼこども園の避難所の雨漏りに関しては、区長会でうちの区長さんが報告いたしております。私も「言ってきたよ」と聞いておりますので、それは間違いなく区長会で話しされていますので、確認をしてください。

その次に、トイレの件なんですけれども、ポータブルトイレ、あるいはこの避難に関して、やはり非常に不備があったんじゃないかなと思われましてけれども、もう一度その辺の連携体制、あるいは本部からの指示、職員の配置含めて検討していただきたいと思っておりますけれども、総務課長、どうでしょうか。

○議長（大泉 治君） どのような対応を望むのですか。配置も含めて。具体的にその辺質問してください。

○6番（只野 順君） 具体的に、職員が避難所に最初配置されて、途中で移動しているんですね。途中で入れかわっております。それで、その最初に避難所で受け付けた方々というか、職員が2人いなくなって、また新たに配置になりました。こういったことというのはあり得るんですかね。避難所を設置した以降。

そこを確認と、それから避難所を退去するときに、下郡沼が冠水しまして、その話は朝の段階で災対本部に連絡が入っていると思います。そのときの指示を受けて、職員がそのような冠水した中をボート出すからという話で避難をして、順次出てくださいという話だったんですけれども、私は高齢者と子供、あるいは病気の人を優先的に出して、あとは少し待機して町内の冠水状態を見ながら対応すべきと思いましたがけれども、順次職員は順番で出しますと、そういう指示を受けているみたいだったので、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 避難所につきましては、雨漏り、トイレもそうですけれども、その避難所としての環境改善につきましては今後検討材料かなというように私どもも考えていますので、検討を続けてまいりたいと思っております。

それから、避難所の職員の配置ということでございますが、実際その職員につきましては、4時間交代ということで従事させたところでございます。それは以前のこれまでの避難所の運営についてもそうですけれども、本来でありますと、その避難所運営、長期になればその職員だけでなく各地域の自主防であったり、地域の方々に委ねるというふうな方法もあるかと思っておりますけれども、今回につきましては短期間の台風の避難ということでございましたので、職員をそれぞれ2人ずつつけるということで、職員の疲労の軽減ということも考えまして4時間交代としたものでございます。

それから、さくらんぼこども園の避難所付近、下郡地区上町ですか、冠水して道路が寸断というか、避難所まで行けなくなってしまい、最終的にはボートでの救助というふうなことになったわけですけれども、議員さんおっしゃられるように、高齢者、子供だけ避難させて、あとの方は次、後からでもということでございますが、実際その水が引いたのは翌日になっておりまして、避難された方の中には、もう翌日には仕事に出かけなければならないとか、そういったお話もありまして、警察の方々のご協力もいただいて、警察、そして町で持っているボート、それから地域の方のトラクターを出していただいたところで全員のその救助というか、避難所から戻っていただいたというふうな状況でございます。

それから、区長さんが雨漏りのことについてお話しされたということでございますが、確かに上町の区長さん、区長会でいろいろとご意見お話しいただきましたが、その中で避難所の環境がよくしたらというふうなお話はあったと思いますが、雨漏りについては私が聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、ちょっとわかりませんでしたので、雨漏りについては子育てのほうともう一回その現場等々を確認しながら対応しなければならないというふうに考えております。

○議長（大泉 治君） 同じく10ページから11ページまで、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費。5番。

○5番（大友啓一君） ちょっと確認なんですけれども、小里地内の町有地の土砂撤去297万円なんですけれども、これは先ほど太陽光の下の撤去というお話なんですけれども、この土砂は道路を越えて屋敷のほうと、あと畑のほうにまでその土砂がかなりの大きな石も入っているんですけれども、この297万円というのは、本当の太陽光の下の撤去だけなのか、その町有地の土砂崩れにおいて屋敷の入り口の道路から畑まで含まれているのか、ちょ

っとお聞きします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 現在積算させていただいている範囲につきましては、町有地の崖崩れと  
いうか、土砂崩れということで、その太陽光に入った部分のみの金額として計上させていただいているもので  
ございます。

○議長（大泉 治君） 5番。

○5番（大友啓一君） 見た限りは、ほとんど前の道路、県道を越えた土砂というより石なんですけれども、明ら  
かにその町有地のほうから流れた大量の土砂なんですけれども、そこはあくまでも見ないということで、あれは  
見るべきなんじゃないですか。あのぐらいの土砂の量であれば。そこをいかがなんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 脇に多分水路がございまして、水路経由で多分流れた土等ということも  
あるかとは思いますが。今回については先ほど言いましたように瓦れきの、私のほうの山林の土地が崩れてその太  
陽光の地内に入ったものの土砂の撤去のみで現在検討させていただいております。

○議長（大泉 治君） ほかに。9番。

○9番（久 勉君） その他公共施設・公用施設ということなんですけれども、この行政報告の資料では、天平ろ  
まん館というのが出てこないんですね、これね。ただ、多分これは憶測で申しわけないんですけれども、黄金山  
産金遺跡、史跡河川の土砂流出、史跡内池埋没、汚泥堆積、このことなのかと思うんですけれども、そうす  
ると、あと城山のあれは道路に入るんですか。町道、あれ町道……（「文化財等」の声あり）小里地内町有地の町  
有地の土砂撤去というのは、どこのことなのか。先ほど聞き漏らしたかもしれません。2つ。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 天平ろまん館の関係につきましては、先ほど言いました文化財等におき  
まして史跡とされております史跡黄金山産金遺跡という形の中に含まれております。私のほうで管理というこ  
とで企画財政課が管理している施設ということもございましたので、こちらのほうに計上させていただいたとこ  
ろでございます。

先ほど土砂の、先ほどありました公共施設等ということなんです、山林ということで、こちらにちょっと申  
しわけございませんが、山林の一部が崩れたというところでございまして、こちらのほうには申しわけござい  
ません。記載されておりました。よろしく願いいたします。

○議長（大泉 治君） 9番。

○9番（久 勉君） ろまん館を管理しているのが企画だからということで、名前がろまん館土砂撤去工事って、  
ではこの文化財等と書いているその4つの場所については、ほかのところは何もしないということなんです  
かね。例えば涌谷城跡ののり面の崩壊とか、佐々木家の土砂の流出であるとか、そういったのはどうするん  
ですか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 文化財等の史跡城山城跡ののり面崩壊でございしますが、行政報告資料、2  
ページにございます公共土木関係で涌谷田尻線は城山公園のり面1カ所ということで、県道の管理区域でござい

ますので、県のほうで対応する予定でございます。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 佐々木家屋敷に関しましては、専門の業者さんに今後調査を依頼する予定であります。あと、笹峯寺の四郎杉に関しましては、これについても専門の業者と今後調整する予定でございます。

○議長（大泉 治君） 9番。

○9番（久 勉君） 何か業者に予定すると言ったけれども、予算はどうなるんですか、それ。今回のものにのっていないのは、既存の予算の中でやるのか、どういうことなんですかね。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 今回の予算に関しましては、緊急的な措置ということで、この2つに関しましては一応12月の補正で対応を検討してございます。

○議長（大泉 治君） ほかに。9番。

○9番（久 勉君） 何でそれだけ12月なの。もう急いでやらなきゃならないというのをこうやってわざわざ補正まで組んで臨時議会までやっているのに、そこまで積算とか何とか準備ができなかったということですか。それはおかしいんじゃないの、やはり。みんな明らかに被害になっているのはわかっているのを、そしてこうやってすぐ直しましょうと補正予算組んでいるのにさ、そこだけ12月ってどういうことなんですかね、これはね。財政課長ですか、これは。町長。どんな話し合いさせて、この予算を今回議会に議案として提出するときに、そういう話し合いというのはなかったんですか。今の答弁聞いたら、なかったとしか思えないじゃないですか。これは12月でいいよというね。こちらは後回しでいいよって、じゃほかにも後回しになっているのもあるのかなということになっちゃうじゃないですか。わかりにくいことをやっているな。

○議長（大泉 治君） 今、担当課長からは緊急性のあるものかないものというような答弁ありましたけれども。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 今回の10月補正予算につきましては、各担当課で災害状況を踏まえて予算要求をするという形で早急にあげるため、内容の個別の精査は深く行っておりません。各担当でその緊急度、そういうものを勘案していただきながら提出いただいたという案件でございます。

○議長（大泉 治君） ほかに。8番。

○8番（伊藤雅一君） この補正予算ですが、テレビなどで安倍総理大臣は、県下激甚災害の要件にかなうというようなお話をされておりましたが、この予算書を見ますと、とりあえずなのかもしれませんが、財政調整基金を2億円ほど取り崩して充てるとこういうようなんですが、今後についてはどういう見方を、この災害経費の見方を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほど建設課長のほうからもありましたように、今後工事査定を受ける形になるかと思えます。当座応急措置のため、財政調整基金を取り崩し運用することとなりますが、今お話のありました激甚災害も含めまして今後財政的な仕組みが変わると予想されます。その際に、予算を組み替えながら財政的な運営を進めていくこととなる予定で今進めております。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（大泉 治君） 同じく10ページから11ページまで、14款予備費1項予備費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第75号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、涌谷町議会定例会10月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、あす10月24日から12月27日までの65日間を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、あす10月24日から12月27日までの65日間を休会とすることに決しました。



#### ◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時53分

